

水質分析センター委託業務共通仕様書

(適用範囲)

第1条 この仕様書は、公益財団法人三重県下水道公社水質分析センターの委託業務に適用する。

2 図面及び特記仕様書に記載された事項は、この仕様書に優先するものとする。

(用語の定義)

第2条 監督員とは、委託者（以下「甲」という。）が委託業務の施行について監督を行う者として、受託者（以下「乙」という。）に通知した職員をいう。

2 指示とは、甲の発議により、監督員が乙に対して委託業務に関する方針、基準又は計画等を示し、実施させることをいう。

3 承諾とは、乙の発議により、監督員に報告し、監督員が了解することをいう。

4 協議とは、甲と乙が対等の立場で合議することをいう。

(負担の範囲)

第3条 業務の実施に必要な電気、油、水道等の光熱水料は、特記のある場合を除き、乙の負担とする。

2 業務に必要な消耗品は、乙の負担とする。

(安全管理)

第4条 乙は、労働安全衛生法及び関連法規に従い、常に委託業務の安全に留意して安全管理を行い、災害の防止に努めなければならない。

(提出書類)

第5条 乙は、委託業務の着手に先立ち、次の各号に掲げる書類を契約締結後、遅滞なく監督員を経て、甲に提出しなければならない。

- 一 委託業務着手届
- 二 委託業務計画書
- 三 現場代理人等選任（変更）通知書（経歴書を添付すること。）

(報告書の提出)

第6条 乙は、委託業務が完成したときは、次の各号に掲げる書類を速やかに監督員を経て、甲に提出しなければならない。

- 一 委託業務報告書
- 二 委託業務完成報告書
- 三 その他必要な報告書

(その他)

第7条 乙は、業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負う。

- 一 断固として不当介入を拒否すること
- 二 警察へ通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
- 三 甲に連絡すること。
- 四 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、甲と協議をすること。

2 乙が前項の二又は三の義務を怠ったときは、甲は三重県へその内容を報告する。

(疑義)

第8条 乙は、委託業務の実施に当たり疑義が生じた場合には、監督員と協議のうえ、実施するものとする。